

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

公表日：令和5年6月30日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	65.9%
常勤職員	73.0%
非常勤職員	63.8%

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

賃金：基本給、超過勤務手当、賞与等を含み、退職手当を除く。

補足：雇用形態、賃金体系が同じ場合は、男女で賃金の差異はない。